

第3回米沢市立小・中学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和5年11月15日（水）18時30分～19時25分

2 場 所 置賜総合文化センター 301研修室

3 出席者 (1) 委員 14名

(2) 事務局 教育管理部長 森谷 幸彦

教育指導部長 山口 玲子

学校教育課長 植木 修

学校教育課 適正規模・適正配置推進主幹 森谷 純

学校教育課 適正規模・適正配置推進室長 柴倉 和典

学校教育課 学事主査 佐藤 多恵子

学校教育課 主事 渡邊 亮

4 内 容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 会議録について

(4) 協議

①答申案の検討

②その他

(5) その他

(6) 閉会

(4) 協議について

(会 長) 初めに「(1) 答申案の検討」について、事務局から説明をお願いします。

《 事務局から説明 》

(会 長) それでは答申について、最終確認をお願いしたいと思います。書かれている内容につきましては、前回、こういった趣旨で答申を作成しますということを確認したところですので、内容については、前回の話を踏まえたものになっているかと思いますが、言い回し等に関して、もし、こういうふうに言い方を変えたほうが良いというようなことがありましたら、意見ををお願いしたいと思います。通学区域の変更に関して適当であると判断した理由というのは、上の方に書かれていて、そして色々なご意見をお出していただいて、様々な配慮をお願いしたいという、そういったこともきっちり3つの配慮をお願いしながら適当であると判断するという文面になっております。何か御意見はあるでしょうか。いかがでしょうか。

とにかく子どもたちが一番の主役であり、子どもたちのために何が一番望ましい形かということ踏まえて、この会議で話し合った内容がここに反映されてい

ると思いますが、いかがですか。

(委員) 幹になる部分ではなくて、ちょっと枝葉になる部分なのかもしれませんがお伺いします。自転車通学のところの文面ですが、「学校ごとに自転車通学に関する基準が定められていてわかりにくい」と、また「基準の明確化を図っていただき」というところに関して、私の捉えでは、自転車通学はどこでもOKですというような学校もあれば、何km以上って言うように決まっている学校があったりとか、そういったところの基準がバラバラでわかりにくいというようなことで話し合われていたかと思っていたのですが、この最後の部分が「生徒が安全に自転車通学できるよう努めて」となると、そういう乗る乗らないの基準ではなくて、何か安全に自転車通学ができるような、何か基準を明確にしろというような今まで話をしていた内容と、この最後の文面の終わりが、誤解を生むような感じかなあと思ったのですがいかがでしょうか。

(会長) 一番わかりやすいのは、距離ということですからけれども、学校によって、その通学路の複雑さが違うので、一概にその距離だけで決められない部分もある。だからその辺のところを何とかわかりやすい形にできないかということだったにもかかわらず、そこに安全というキーワードが出てきたことで、より基準の明確化が困難になるんじゃないかと、こういうことでよろしいですか。ちょっと自転車通学の通学経路がわからないのですが、例えば、交通量が多いので、自転車通学の生徒は、交通量の少ない道路を迂回して、自転車通学をなささいといったそういった指導や方針などあったりするのでしょうか。

(委員) 基本的に中学校には、小学校のように指定された通学路というようなものがないので、各生徒が選んで通ってきています。学校によっては、危険を伴う場所であると学校が判断して、ここは通らないようにと指導している箇所がある学校もありますけれども、一人一人、必ずここを通るといった形でやってるということではないと思います。そのため自転車通学についても同様に、必ず自転車の人はここを通過させなさいというようなことの指定はしていないと捉えています。

(会長) そうすると、例えば、この最後部分の「生徒が安全に自転車通学できるように」というところを除いたほうがよいのでしょうか。自転車通学の距離の基準というところだったと思うのですが、皆さんどうですか。

(委員) 今あったように、明確化を図っていただきたいというようにあった方がすっきりするような気もするのですが、実際、明確化を図っていただきたいという意見に対して、今明確化がされているというのであれば、それで終わりだと思いますし、なかなか明確化ができないということであれば、実際には難しいと思いますし、だから明確にはなっていないと言えるのではないのでしょうか。

(委員) 学校ごとにはきちっと明確化はされていますが、市内統一したルールというものがないので、その辺についてももう少し市内で、どの学校であってもこのぐらいの基準、すべてを同じ基準というのは、学校の状況などがあるので難しいかもし

れませんが、ただ、統一した部分の基準を引いて欲しいということかなというように私は捉えていたところでした。市内で必ずここは統一というものは今のところはないので、そういったところを少し統一されているものがあればと捉えていました。

(会 長) 現在は学校ごとに基準があるということですがけれども、統合に伴って、例えば、自転車通学は、4 k m以上だと範囲に入るけれども、学校によってそれは裁量で若干変わったりするとか、そういう短距離とか遠距離とかということではなくて、おおよその基準というのがあればいいということでしょうか。委員の方々からご意見をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

(委 員) 先ほどの続きになります。答申だとすると、今すぐにこれをこうしてというように決められるわけではないと思うので、この後ろの部分のところを除いて、「明確化を図っていただきたい」とか、「基準の明確化に努めていただきたい」とか、そんな感じでまとめて、あとは学校にお任せする、お願いするという形の答申ではどうでしょうか。

(会 長) 今ご意見をいただいた、「基準の明確化に努めて欲しい」という、そのような表現にとどめたほうがいいのかと思います。どうですか。

(委 員) それで結論としてはいいだろうと思います。先ほど申し上げたように、やっぱり「安全に通学できるように」としてしまうと、何の基準を言っているのかが曖昧になってしまうのかなと思いますので、先ほど申し上げたようにバラバラではなくて、距離的な部分なども含めてなのですが、もう少し統一したものをというようにすることで、そういったことがここで確認されているとすれば、それをすっきり言うのは「図っていただきたい」や「努めていただきたい」というような形かなと思います。

(会 長) 皆さんどうでしょうか。距離が実は安全面を含んでいるとは思いますが、その距離に限定するというのであれば、例えば、距離についての基準の明確化とか、そういうふうなものは入れない方がいいでしょうか。このぐらいにとどめた方がよろしいでしょうか。「加えて、中学校においては学校ごとに自転車通学に関する基準が定められていてわかりにくいことから、基準の明確化に努めてください」ととどめることでよろしいですか。ご意見をお願いします。

(委 員) 「明確に」という言葉があるから非常に難しいような気がして、何に対して明確にするのかがちょっと見えてこないのかと思います。今でも学校ごとに決めているので、「明確」という言葉は、誰に対して、生徒なのか、保護者なのか、他の中学校に対してなのかというところがみえてこないような気がします。

(会 長) この答申に関しましては、2回目の会議の終わりに確認して、大体こういった内容でということでお話をしていたところなんですが、自転車通学に関するこの要望について確認ですが、あった方がよいということではよろしいでしょうか。それとも、これをもう学校ごとに委ねて良いと考えますか。ここにこのように記述

するという事は、市としてある程度の基準を設けて、それを踏まえて学校ごとにさらに決めるといふ、そういう意味合いであると考えられますがいかがですか。

(委員) 私は学校ごとでいいんじゃないかという考えだったのですが、今ほかの委員の方と話をしたところ、学校のすぐ目の前でも自転車で通学できる中学校もあるということを聞いたので、その辺をどういうふうにするのか。せめて1 km以上とか2 km以上とかになっているのかなと思っていましたので、そうなっているのであれば、中学校ごとに交通量とか、色々なことを勘案して決めればいいんじゃないかなと、明確に一律にする必要はないかと思ひます。

ただ、学校が目の前でも自転車通学ができる中学校があるとすると、なんであそここの中学校はすぐ目の前でも自転車通学できるんだというふうな意見も出るんじゃないかなと。その辺のところを、どういうふうに捉えて、ある程度何 km以上であれば自転車通学できるとした方がよいのか。部活があつて、陸上競技場に行かなくちゃいけない場合もあるようですし、ただ、そういうものがなかったら、ある程度の距離を決めたほうがいいのか、あるいは各学校に任せていいのか、その辺をここで明確化しなくちゃいけないのか、なかなか難しいなと思ひます。

(会長) 他の委員から何かご意見ございますか。

(委員) 各学校ではなくて、今回の答申というのはあくまでもこの学区の話だと思ひので、この区域の答申のお話をされているのであれば、この区域は明確化しようという話にした方がよろしいんじゃないかなと思ひます。他の中学校はそれぞれの中学校にお任せして良いのかなと感じますし、今お話し合いをされているのは、中学校ごとではなくて、この学区の自転車通学に対してどうするのかということだと思ひので、この学区に関しては、ある程度の明確化はしてもいいんじゃないのかなというふうに思ひます。

(会長) つまり、市である程度のアウトラインを作つて、それを踏まえて学校ごとに決めるといふことですか。

(委員) いや、そうではなくて、あくまでもこの学区の答申を出すということであつて、学校ごとの答申を出すわけではない。全体の答申を出すわけではないのであれば、この学区だけのものを一度出してもいいんじゃないかなと思ひます。

(事務局) 確認になりますが、この答申には、一中、二中、四中の学区を変更することに関して、それが適切だというご意見をいただいて、それにあつての附帯の意見ということで、こういったことを配慮して欲しいというふうなものを答申案として作らせていただいたところなんです。そして、今ご議論にあつたように、今回の答申にあつては、この答申の3つの中学校の学区に限つた話の附帯意見というように捉えて考えさせていただいておりました。学区の変更による配慮ということで、それ以外の学校については統合に伴つてまた別の動きがあると思ひますので、あくまでも今回は、この3つの中学校の通学区域の変更にあつて、懸念される部分の配慮ということで考えていただくのが、一番すつきりするのかなと思ひま

す。

その上で、前回までの会議で事務局として捉えておりましたのは、通学区域が変わることによって、例えば、今まで一中の学区であった地区が、今度は南西中の学区になるということで、一中には近いために徒歩であったけれども、現二中の場所までとなると、一中との距離と比べれば遠いところがある。その部分について、今までの一中では、そもそも自転車通学を認めてはなかったし、二中としてもそこまでは学区に含んでいなかったし、自転車通学を認めていないので、そのままでは自転車通学とならない。

そこで、新たに何らかの配慮が必要なのではないのかとなれば、自転車通学を認めるかどうかという判断をしていく必要があるのではないのかという御意見であったかと思えます。ですので、現二中の場所になる新しい南西中としての通学区域において、自転車通学をどのように見直す必要があるのかというのは、ちゃんと見直してくださいと。一中も四中も、ただ、四中については、一中学区に変わるだけなので、四中に対しての配慮というところは出てこないかもしれませんが、そういった新たな学区に加わる部分に対しては、今までの自転車通学の基準がそのままでもいいのかというところは必ず見てくださいという御意見であったとの認識でいたところ です。

もしそういう意味合いでよろしいという前提でも、この表現はちょっと適切ではないとなれば、そこはまたより好ましい表現を出していただければと思えますが、今のような理解でよかったですでしょうか。

(委員) 整理していただいてありがとうございます。それで私もちょっとすっきりしたのですが、そうだとするとこの文面ではないのかなというように思います。つまり、中学校において、学校ごとに基準がバラバラだったから明確化して欲しいというものと、今の整理していただいたことはちょっと違うのかなと思います。つまり、今回の学区編制が変わることで、遠くなる生徒の自転車通学などについて検討して欲しいということであれば、学区編成の変更に伴って、距離が長くなる生徒の自転車の使用などについても検討して欲しいという意味合いのことになるのかなと思います。我々が勘違いしていたのは、学校ごとに基準が違うから、そこから辺を統一したらいいのではないのかという話のように受けとめてしまう文面であったかなと思います。整理していただいて非常にすっきりしたので、そうだとすれば、先ほど私が申し上げたような形の文面ですと、それに合ったような文面になるのかなというように思ったところです。

(会長) 今のお話を適切にまとめられるかどうかわからないのですが、要するに学区変更に伴って、新たに自転車通学に関して再考しないといけないと。そこを適切にできるようにお願いしたいという文面でよろしいですか。再編に伴って、距離が学校ごとによってどのように違うのかというところは、ちょっとわからないのですが、もしそうであれば、市として大体の距離を決めたほうがいいのかない

う話を最初にしたんですけれども、そうではなくて、再編に伴ってもう一度自転車通学について適切に再考して欲しいというそういう形でよろしいですか。そうするとすごく短い文章になりますが、何か御意見ありますか。

(委員) 自転車通学というようなことだけではなくて、やっぱり遠くなることによる不安というようなことだとすれば、そのあとの4行目、「この度の通学区域の変更に伴い、著しく遠くなるといった状況にはないと認められるところですが、不安を抱きその解消のための配慮を求めた場合には、寄り添った対応をお願いします」というところに、すべて網羅されてくるんじゃないかなというようにも思いますし、その中に、例えば、自転車通学などの検討というようなことも含まれるのかなと思います。四中は3km以上というようなところで自転車通学を線引きしているのですが、正直、興譲小校区の子どもたちはすべて3km以内になっているので、自転車通学ではないし、一中に行ったとしてもおそらく自転車通学の必要性はないんじゃないかなというように思うところもあります。松が岬あたりなどは3km近くのところがあるとすると、ちょっと遠くなるっていうようなイメージもあったということだったと思いますので、その辺については、そういう不安を解消するために、生徒や保護者に寄り添った対応をとというようなところの1つとして、自転車通学というようなことも検討するというか、対応するということになるのかなと思いました。だとすると、今話になっている内容のところは、削除されたとしても良いのではないかなと思ったところです。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 二中は現在、特別な事情でない限り自転車通学はなしです。先ほど話があったように、一中学区から二中にくるところが広がるわけなので、そこに新たに自転車通学を認めるとなると、他のところの距離数などもすべて勘案して、全面見直しをすることになります。ですので、やっぱり明確化とか、学校全体を統一した基準と言われると、なかなか厳しいかなと思います。ただ、遠くなる子どもには配慮は必要なので、今御意見があったように、このところに、通学方法等についてというような文言を入れていただけると、なお良いのかなと思います。

(会長) 他にないでしょうか。

(委員) この案の文面の下から3行目の後ろの方に「第二中学校及び第四中学校がそれぞれ統合し」とあります。この部分ですが「第二中学校と第三中学校及び第四中学校と第六中学校がそれぞれ統合し」の方がわかりやすいんじゃないかなと思いますがどうでしょう。

(会長) はい。お願いします。

(事務局) この部分ですが、時期が令和8年4月1日だという、そのタイミングの時期が、統合中学校が開校する時期ということを表現するつもりで書いています。今お話があったとおり、第二中学校が統合するのは第三中学校、第四中学校は第六中学校と統合しますが、この答申書に登場する学校は二中と四中なので、その二中と

四中がそれぞれ三中や六中と統合する令和8年4月という意味で、このような書き方をさせていただきました。紛らわしいのであれば、単に令和8年4月1日からというようにシンプルな形にもできるかと思います。

(会 長) はい。お願いします。

(委 員) ちょっと本筋と逸れるかもしれないのですが、先ほどから自転車通学の区域の話が出ていますが、そもそも何で中学校ごとに基準が全然違うのでしょうか。おそらく紆余曲折があって今に至ってると思います。通常であれば今までずっと同じ中学校の流れできたわけですけど、今回は新たに3つという形になるわけで、それであればこのタイミングで統一という形もありじゃないかなと思うのが1つです。これは今のお話の流れを聞いていて思ったことです。前回、中学校の自転車通学についてお話したことについては、先ほど事務局からあった説明が私の意図どおりでしたので、これに関しては何も異論はありませんが、今の本筋の話とはちょっと違うのですけれど、載せるかどうかは別として、これを機にということも1つの考えとしてあってもよろしいんじゃないかなと思います。

(会 長) お願いします。

(委 員) 自転車通学に関して、私が当時そこにいたわけではないので想像の部分と、聞いた部分を含めてにはなりますが、3km以上でないと自転車通学としないといっても、例えば、まち場にある学校については、距離が3km以上あっても、安全な明るい道を来れるということがあります。一方、周辺部にある学校は、2km位であっても、民家もないような暗いところを通らなければならないであるとか、今で言うと熊などが出るといようなことなどもあるので、一概に線引きはできないと。やっぱりその学校ごとの状況に応じたルールづくりが必要であろうというようなことで、例えば、二中のように、他の学校だと認められている遠い距離のところの生徒もいますけども、まち場で比較的安全なところを通れるなどというようなことがあるので、やっぱりすべて同じような線引きはできないと、同じ形ではできないというようになっていたと捉えています。ただ、今回、米沢市内を3つにわけますから、どこの学校にも周辺の部分もまち場の部分も出てくるというような、今までとは違って、似通った環境のところの学校になるということを考えると、ある一定の部分の基本的なルールづくりは、やっぱり中学校としても一緒になって検討しなければならないかなと思いますが、最後の最後までスパッと決めるということは、なかなか難しいかなと感じてるところです。

(委 員) ありがとうございます。よくわかりました。

(会 長) お願いします。

(委 員) 今お話があった部分と同じなんですけど、私もそれが正しいかどうかというのはわかりませんが、以前、六中に勤めていた時がありまして、その時は、やはり街灯がないというところ、それとその当時の六中生の自転車を止められるかという部分があったと思います。基本的には自転車通学は可というか、危ないので自転

車通学をというような形だと思います。現在、四中の方で3km以上というようにしているのは、ある意味、自転車を停める自転車小屋のスペースということもあると思います。やはり500台を超える自転車をあそこの敷地の中に全部止められるのかというところ。それと、その自転車が春日の周辺、特にその旧道のところを行き来するということが逆に危険なんじゃないかっていうことなどもあるかもしれません。ですので、ある程度の線引をして、特に窪田の方を中心に自転車通学を認めているというように四中の方ではなっているのかなと思います。ただ、今後は広幡など、スクールバスによる通学というようなことになるんでしょうけれども、実際は本当に遠くなってということなどもありますので、その辺は検討していかなければならないのかなと思っています。

(会 長) 他に何かございますか。そうしますと、今のたくさんの御意見を私なりにまとめてみたのですが、自転車通学に関して、今のようなお話で、例えば、基準を設けようとしたときに、おそらくこの検討委員会の中で話し合う範疇をすでに超えているのかなというように思います。そうであれば、そういったことについては、別の場所を設けないといけないということ。もう1つは、先ほど御意見をいただいて、この3行を削除しても、何か困った時にきちっと対応してくださいということで、すでに包含されていると。その時に、先ほどお話があったような質問が保護者から出された時に、こちらの対応する側でそういった説明をすることで、納得していただけるという形になるのかなと思います。ですので、この「加えて」というところから「努めてください」までの自転車通学に関する2行を削除して、その下の方に包含されるという捉えにすると。繰り返しになりますが、詳しく検討するのは別の会議でやることになるという考えでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしますと、下から3行目の「以上、3つの配慮をお願いします」の部分も「2つ」に変更することになるかと思います。こんな形になって、よりすっきりした答申になるかなと思います。それでは上の理由のところと、そしてその他の2つの配慮の対応については、このままでよろしいでしょうか。

それではよろしいと思う方は挙手をお願いします。ありがとうございます。本来ですと、もう1回修正したものを確認することが必要になるのかもしれませんが、今回の場合は削除するだけですので、ここをもって決定するということがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(会 長) それでは、答申案はこれで決まりということにさせていただきます。次に、その他ということですが、事務局から何かありますか。

(事務局) 御協議ありがとうございました。最終的な答申書につきましては、後日教育長に御提出いただくこととなりますが、事務局からその際に関して提案ですが、その答申書の提出に関して、本審議会を代表して、会長及び副会長のお二人に御一任していただくような形をとらせていただいでよろしいでしょうか。委員の皆様

で御確認いただければと思います。

(会 長) 任せていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。それでは以上で協議を終わります。御協力ありがとうございました。